

制 度 名	内 容																								
福祉サービス	福祉サービスには、生活又は療養の必要な介護「介護給付」と就労につながる支援「訓練等給付」などがあります。 <負担額> 費用の1割が自己負担となります。 ※ 世帯の所得に応じて負担の上限額があります。 障害福祉サービスとは、障害を有する方や難病の方がサービスを選択し、事業者と契約して、サービスを利用する制度です。 ●障害者総合支援法 <table><tr><th>種類</th><th>サービスの名称</th><th>内 容</th></tr><tr><td rowspan="10">介護給付</td><td>居宅介護 (ホームヘルプ)</td><td>自宅で入浴・排泄・食事などの介護を行います。</td></tr><tr><td>重度訪問介護</td><td>重度の障害を有する方に、自宅で入浴・排泄・食事などの介助や外出時の介護を総合的に行います。</td></tr><tr><td>同行援護</td><td>視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。</td></tr><tr><td>行動援護</td><td>知的や精神の障害により、行動が著しく困難で、常に介護が必要な方に外出時の移動中の介護などを行います。</td></tr><tr><td>療養介護</td><td>医療及び常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを行います。</td></tr><tr><td>生活介護</td><td>常に介護が必要な方に、施設等で入浴・排泄・食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。</td></tr><tr><td>短期入所 (ショートステイ)</td><td>自宅で介護を行う方が病気などの場合に、短期間施設へ入所し、介護などを行います。</td></tr><tr><td>重度障害者等 包括支援</td><td>常に介護が必要な人のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に行います。</td></tr><tr><td>施設入所支援</td><td>施設入所者に、主として夜間において、入浴・排泄・食事などの介護を行います。</td></tr><tr><td>相談支援</td><td>障害を有する方からの自立した生活を支え、その方の抱える課題の解決や適切なサービス利用にむけて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障害者支援利用計画書案等の作成、継続サービス利用支援（モニタリング）を行います。</td></tr></table>	種類	サービスの名称	内 容	介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴・排泄・食事などの介護を行います。	重度訪問介護	重度の障害を有する方に、自宅で入浴・排泄・食事などの介助や外出時の介護を総合的に行います。	同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。	行動援護	知的や精神の障害により、行動が著しく困難で、常に介護が必要な方に外出時の移動中の介護などを行います。	療養介護	医療及び常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを行います。	生活介護	常に介護が必要な方に、施設等で入浴・排泄・食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護を行う方が病気などの場合に、短期間施設へ入所し、介護などを行います。	重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な人のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に行います。	施設入所支援	施設入所者に、主として夜間において、入浴・排泄・食事などの介護を行います。	相談支援	障害を有する方からの自立した生活を支え、その方の抱える課題の解決や適切なサービス利用にむけて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障害者支援利用計画書案等の作成、継続サービス利用支援（モニタリング）を行います。
種類	サービスの名称	内 容																							
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴・排泄・食事などの介護を行います。																							
	重度訪問介護	重度の障害を有する方に、自宅で入浴・排泄・食事などの介助や外出時の介護を総合的に行います。																							
	同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。																							
	行動援護	知的や精神の障害により、行動が著しく困難で、常に介護が必要な方に外出時の移動中の介護などを行います。																							
	療養介護	医療及び常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを行います。																							
	生活介護	常に介護が必要な方に、施設等で入浴・排泄・食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。																							
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護を行う方が病気などの場合に、短期間施設へ入所し、介護などを行います。																							
	重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な人のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に行います。																							
	施設入所支援	施設入所者に、主として夜間において、入浴・排泄・食事などの介護を行います。																							
	相談支援	障害を有する方からの自立した生活を支え、その方の抱える課題の解決や適切なサービス利用にむけて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障害者支援利用計画書案等の作成、継続サービス利用支援（モニタリング）を行います。																							

制 度 名		内 容	
福祉サービス	訓練等 給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
		就労移行支援	就労を希望する方に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
		就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
		就労定着支援	就労移行支援等を利用して雇用された方の就労継続を図るため関係機関との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。
		自立生活援助	居宅における自立した日常生活を営む上で、定期的な巡回又は随時通報による訪問・相談など、日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行います。
		共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む方に入浴・排泄・食事などの介護や、住居における相談など日常生活上の援助を行います。
	地域相談 支援給付	地域移行支援	入院又は入所している障害者他、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする方に住居の確保、地域における生活に移行するための活動に関する相談など必要な支援を行います。
		地域定着支援	単身で生活する障害者につき、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に相談その他支援を行います。
	●児童福祉法		
	サービスの名称	内 容	
	児童発達支援	未就学児に生活習慣を身につける支援を行います。	
	医療型児童発達支援	児童発達支援とともに治療を行います。	
	居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し児童発達支援を行います。	
	放課後等デイサービス	学校通学中の障害を有する児童に対し、放課後や夏休み等の学校の休業日に生活能力の向上のための訓練等を行います。	
	保育所等訪問支援	保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、同じクラスの児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	
	障害児相談支援	障害を有する児童の自立した生活を支え、その方の抱える課題の解決や適切なサービス利用にむけて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障害児支援利用計画等の作成、継続障害児支援利用援助（モニタリング）を行います。	